

時事新報

第三千二百九十四號
明治廿五年三月十九日(庚戌)
舊曆壬辰二月廿一日
土曜日

(西曆一千八百九十二年)

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり 時事新報には毎號詳細なる商況特價の報告あり

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價運送料廣告料は左の如し
一 一月前金五元 三月前金十元 六月前金二十元 一年前金四十元
○ 零售每份五分 郵費在內
○ 廣告料は別紙に依りて定む
○ 寄附金は左の如し
時事新報社 東京市本町二丁目

本社(寄稿)の付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を撰選するより各社同一の記事掲載するより算からず獨り時事新報社に社員並に通信員を以て斯類の社に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信する方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も算からず本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向て發送あらんとを請ふ

時事新報

皇族の財産

我輩は前報の紙上に皇族の教育に就て意見を陳じたり今又その緒を續ぎ皇族の財産に就て一言せんに抑も日本國民の情に於ては青天の大王土に非ざるなく卒土の漢王臣に非ざるなしの旨に背かず全國四千萬の臣民一人として皇室に對し奉り忠誠ならざるものなければ皇室の御財産の如きは別に世襲として傳へらるゝの必要なく臨時御入用の節には其御出さるゝも可なりとの次第は我輩の兼て述べたる所にして皇室の御財産に就ては別に議論もなければ一般の皇族に至りては自らから皇室と異にして特別に世襲財産の必要を認むるものなり抑も皇族は皇室の御親族にして實は御一家とも申す可きものなれば其御家計の如きも常に皇室より賤はせられて差支なきが如くなれども斯くては今後皇室の御費用も自然に嵩むのみならず皇族の體面を保たるにも如何なる可きやの掛念なきに非ず西洋諸國の例を見るに各國の皇族は何れも儉然たる生活を爲して平生日常の交際に出資を盡すは申す迄もなく他國の皇族等來遊の節は費用を吝まらずして之を款待し或は自身に時々他國に漫遊して相當の交際を爲し又は慈善義捐等の儀には公衆に先んじて多額の金物を投するなど自から社會の上流に位置して一種特別の色あるもの如し皇族の生活は敢て華美を要するに非ざれども帝室の威格として内外に向て其地位を保つには平生の生活も自から豐なるものを得ず即ち彼國々の皇族は何れも世襲の財産を有して獨立の生活を爲す所以なり我皇族方の御家計は前述の如く一切皇室より賤はるゝものと爲して實際に御不自由なきは勿論なれども今後外國との往來も頻繁と爲りて屢々彼の皇族等の來朝も亦るに至れば其間の御交際は勿論御修業又は御漫遊の爲めには此方よりも彼地に赴かるゝも亦る可く其他

官報

明治二十五年三月十七日
閣議決定
内閣總理大臣兼大藏大臣 正義
外務大臣 大藏大臣 大藏大臣
陸軍大臣 海軍大臣 文部大臣
司法大臣 農商務大臣 逓信大臣
皇室御親近
大日本帝國憲法抄
明治二十五年三月十八日
閣議決定
陸軍大臣子爵高橋勲之助

○ 陸軍省令第三號
明治二十五年三月十八日
陸軍大臣子爵高橋勲之助
○ 陸軍省令第四號
明治二十五年三月十八日
陸軍大臣子爵高橋勲之助

○ 博覽會出品補助費の申請
○ 岩手縣釜石港敷月の不漁
○ 潜水夫用着服發明 千葉縣
○ 鹽田の氣配上進 數月以來
○ 實生會館古館 來る二十七
○ 田宮實五郎 朝長(松本金十
九郎)尾上始太郎(尾上三郎)狂言師
(野村與作)天山伏(同捨五郎)
○ 俳優の義侠 俳優高砂屋福
右の重助は今猶存生して清水
墓を守り居るを聞き角座の手
に來り重助に面會して當時の
殊の外打喜び何れとなく物
を得て大に喜び居るよし尙ほ
人三十三回忌は貴方方の貴附
碑石も亦有志の人々より建設
箇條の心願あり其は他にあら
事に盡力せし人々の記念碑建
願にして達したる上は死すと
福助も大に感嘆し及ばずなが
微力を盡し足下の心願を遂げ
に歸りたる由にて角座與行打
と共に周旋人となり一同の俳
句を撰りて清水寺内に建設
○ 市村座の大入り祝ひ 川上
の狂言は頗る人氣に適ひ去る
るに掛けるに至りしかば出方
第上野公園に於て夜間運動會
を寄附し貴氏へ白米若干宛を
○ 鳥越座の演劇改正 淺草區
座にては春水座風の年中無休
般來劇場の修正に着手中にて
優の履ひ込み中なりしが既に

○ 議員選舉の郵便電料 此種其筋にて調査したる所
に據れば本年二月中の郵便電料及び電信料の収入は全國
總計四十萬九千五百七十七圓にして昨年二月分比此
れば五萬八千七百三十四圓の増加なりと云ふ此差違の
五六萬圓は蓋し之を議員選舉の爲めに發送したる書信
電報の費用と見て大差なかるべしとなり
○ 改進黨大演説會 同黨員諸氏は來る四月二日神田錦
町の錦館に於て政談大演説會を催す由
○ 鹿鳴館の婦人教育會 毛利保壽其他の貴婦人の發起
せる同會は本日午後一時より開會し(子女に對する父
母最大義務の一)中濱醫學博士(節儉と積金)深田文學
士の演説あり餘興には山勢松韻、山室保賀、萩岡操可等
諸氏の等曲ある由
○ 各宗協同賣物會 京都なる佛教各宗の寺院は今
度臨時の上海南寺に於て來る四月十六日より五月十五
日まで三十日間協同賣物會なるものを開設する筈
なりと
○ 佛學會講義會 佛國法律博士ルツキリヨ氏は帝國
大學教授の任にありしが近々飯田に於て本日午後

○ 選信省令第六號
明治二十四年十二月令第二百四十五號ニ依り登記印
紙ヲ以テ納ムヘキ手数料種目左ノ如ク
選信大臣伯爵後藤藤二郎
明治二十五年三月十八日
選信大臣伯爵後藤藤二郎

○ 選信省令第五號
明治二十四年十二月令第二百四十五號ニ依り登記印
紙ヲ以テ納ムヘキ手数料種目左ノ如ク
選信大臣伯爵後藤藤二郎
明治二十五年三月十八日
選信大臣伯爵後藤藤二郎

○ 選信省令第四號
明治二十四年十二月令第二百四十五號ニ依り登記印
紙ヲ以テ納ムヘキ手数料種目左ノ如ク
選信大臣伯爵後藤藤二郎
明治二十五年三月十八日
選信大臣伯爵後藤藤二郎

○ 選信省令第三號
明治二十四年十二月令第二百四十五號ニ依り登記印
紙ヲ以テ納ムヘキ手数料種目左ノ如ク
選信大臣伯爵後藤藤二郎
明治二十五年三月十八日
選信大臣伯爵後藤藤二郎

○ 選信省令第二號
明治二十四年十二月令第二百四十五號ニ依り登記印
紙ヲ以テ納ムヘキ手数料種目左ノ如ク
選信大臣伯爵後藤藤二郎
明治二十五年三月十八日
選信大臣伯爵後藤藤二郎

○ 選信省令第一號
明治二十四年十二月令第二百四十五號ニ依り登記印
紙ヲ以テ納ムヘキ手数料種目左ノ如ク
選信大臣伯爵後藤藤二郎
明治二十五年三月十八日
選信大臣伯爵後藤藤二郎